

③

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(四)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算																	
日本船舶・船員確保計画の認定日		1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間		2	平	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	・	・	
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算																	
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称		4														
	日本船舶の純トン数		5		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数		6														
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 120 \text{円})$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180 \text{円})$		7		円		円		円		円		円		円		円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数		8		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 90 \text{円})$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135 \text{円})$		9		円		円		円		円		円		円		円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数		10		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 60 \text{円})$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90 \text{円})$		11		円		円		円		円		円		円		円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数		12		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 30 \text{円})$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45 \text{円})$		13		円		円		円		円		円		円		円
日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)		14															
日本船舶の持分比率		15															
日本船舶の稼動日数		16		日		日		日		日		日		日		日	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)		17		円		円		円		円		円		円		円	
損金算入額又は益金算入額の計算																	
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)			18		円	損金算入額 (18)−(19)					20		円				
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17の合計額)			19			益金算入額 (19)−(18)					21						
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算																	
認定の取消日			22	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)					23		円			
前金額 までの 合に計 損額の 計算 に算入 された	事業年度又は連結事業年度		日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額				日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額				損金算入額 (24)−(25)						
			24				25				26						
	平		円				円				円						
	平																
	平																
	平																
	平																
	平																
合計																	

別表十（四）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で海上運送法第34条第2項第3号《基本方針》に規定する船舶運航事業者等（以下「船舶運航事業者等」といいます。）に該当するものが措置法第59条の2《対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが同法第68条の62の2《対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 120\text{円})$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180\text{円})$ 7」、
「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円})$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135\text{円})$ 9」、
「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 60\text{円})$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円})$ 11」及び
「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 30\text{円})$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45\text{円})$ 13」
の各欄は、当期において海上運送法第38条《課税の特例》に規定する対外船舶運航事業者等（以下「対外

船舶運航事業者等」といいます。）の用に供した船舶が、同条に規定する日本船舶である場合にはそれぞれ「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 120\text{円})$ 」、「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円})$ 」、「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 60\text{円})$ 」及び「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 30\text{円})$ 」を適用して計算した金額を、海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第4項《報告等》に規定する特定準日本船舶（以下「特定準日本船舶」といいます。）である場合にはそれぞれ「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 180\text{円})$ 」、「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 135\text{円})$ 」、「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円})$ 」及び「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 45\text{円})$ 」を適用して計算した金額を記載します。

3 「日本船舶の稼働日数16」には、当期において対外船舶運航事業者等の用に供した船舶が特定準日本船舶である場合には、海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第4項に規定する確認証に記載された当該特定準日本船舶に係る同項第3号に掲げる期間の日数を記載します。